

「令和 7 年度建設業魅力発信動画制作業務」仕様書

1 名称

令和 7 年度建設業魅力発信動画制作業務

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 5 日（水）まで

3 内容

次に掲げる動画を制作し、令和 8 年 3 月 2 5 日（水）までに徳島県県土整備部建設管理課に納品する。

（1）コンセプト

建設業の仕事内容・魅力について、分かりやすく学ぶことができる動画

- ・土木工事の一例として、①公務員（計画）、②コンサルタント（設計）、③建設業（施工）の順序で進むことと、①～③の役割を紹介
- ・建設工事における D X、I C T 活用の例とメリットについて紹介
- ・建設業の役割の 1 つとして、地震・洪水等の災害において被害拡大を防いだり、未然に防ぐための役割を担う仕事であることを紹介
- ・現在施工中の規模の大きな県工事において紹介
（対象工事については、県と協議の上決定すること）

（2）時間

5 ～ 1 0 分

（製作した 5 ～ 1 0 分の動画を編集し、3 0 秒～1 分のショートバージョンの動画（主に県の公式 S N S での放映を想定）を別途製作すること）

（3）対象

主に小学生（高学年）及び中学生

（4）発信方法

- ・小学校・中学校における、出前授業において放映
- ・不特定多数が参加する、防災関係の祭典において放映
- ・県の公式 S N S において放映 等

（5）その他

- ・解像度はフルハイビジョン（1 9 2 0 × 1 0 8 0）以上
- ・縦横比は 1 6 : 9
- ・再生用データ
汎用 DVD プレーヤーで再生可能な形式で記録した DVD-ROM 3 枚
- ・動画配信、ウェブサイト掲載用データ
PC 等で再生可能な MP4 及び MOV 形式のファイルを保存した HDD または SSD 等

4 特記事項

- (1) 成果物の映像・画像・音楽等に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て徳島県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、全て徳島県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを公使しないこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を活用する等、著作権等の問題が発生しないようにすること。映像、画像、音楽等の著作権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (4) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 実施内容等は、委託者と十分協議の上、事業を進めること。仕様、委託料を変更する場合や、仕様書にない項目で疑義が生じた場合等についても、委託者と十分協議の上、対応すること。
- (6) 委託者の求めにより、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (7) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。
ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (9) 委託者は、本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和13年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払の対象外となる場合がある。
- (10) 提案された内容は全てにおいて実施することを確約するものではなく、必要に応じて、委託者と受託者で調整の上、実施することとする。